

消費者庁における 事故防止に向けた取組

消費者事故防止合同研修会

令和6年2月16日

消費者庁消費者安全課
政策企画専門官 尾崎裕子



消費者ホットライン188
イメージキャラクター『イヤヤン』

我が国の消費者問題の歴史

	主な出来事	対応策(主な立法等)
1950～ 60年代	・消費者の生命・身体を脅かす事件の発生(森永ヒ素ミルク事件、カネミ油症事件 等)	・消費者保護基本法(1968)
1990年代	・規制緩和	・製造物責任法(1994)
2000年代	・インターネット取引の進展 ・BSE問題 ・自動車メーカーによるリコール隠し ・食品偽装表示 ・中国冷凍餃子問題 ・製品事故 (ガス湯沸かし器、エレベータ事故等)	・消費者基本法(2004) ・重大製品事故報告・公表制度 施行(2007) ・長期使用製品安全点検・表示制度 施行(2009)
2010年代	・デジタル化の進展 ・国際化の進展	・消費者庁・消費者委員会の設置(2009) ・消費者安全調査委員会の設置(2012)

消費者庁が取り組む消費者政策

【消費者庁の使命】 消費者行政の「舵取り役」として、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現する。

■ 消費者の安全の確保

- ① 事故の未然防止
- ② 事故等の情報収集と発生・拡大防止
- ③ 原因究明調査と再発防止
- ④ 食品の安全性の確保

■ 表示の充実と信頼の確保

- ① 景品表示法の普及啓発・厳正な運用
- ② 商品・サービスに応じた表示の普及・改善
- ③ 食品表示による適正な情報提供・関係法令の厳正な運用

■ 適正な取引の実現

- ① 横断的な法令の厳正な執行、見直し
- ② 商品・サービスに応じた取引の適正化
- ③ 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化
- ④ 法令違反の未然防止・取締り
- ⑤ 規格・計量の適正化

■ 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

■ 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

■ 国や地方の消費者行政の体制整備



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

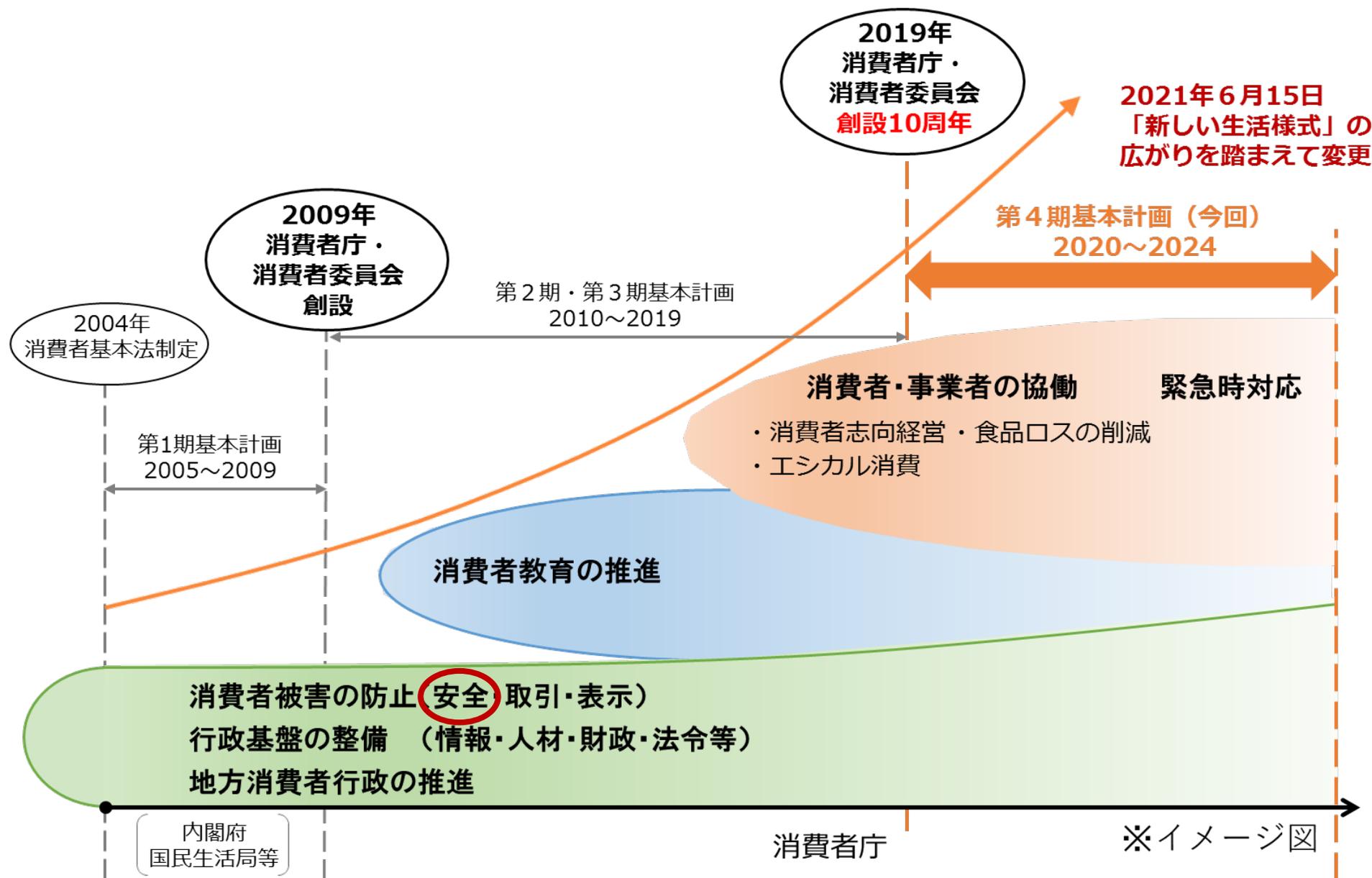
イエロー：生活者、消費者

ブルー：安全、安心

ライトグリーン：豊かに暮らせる社会

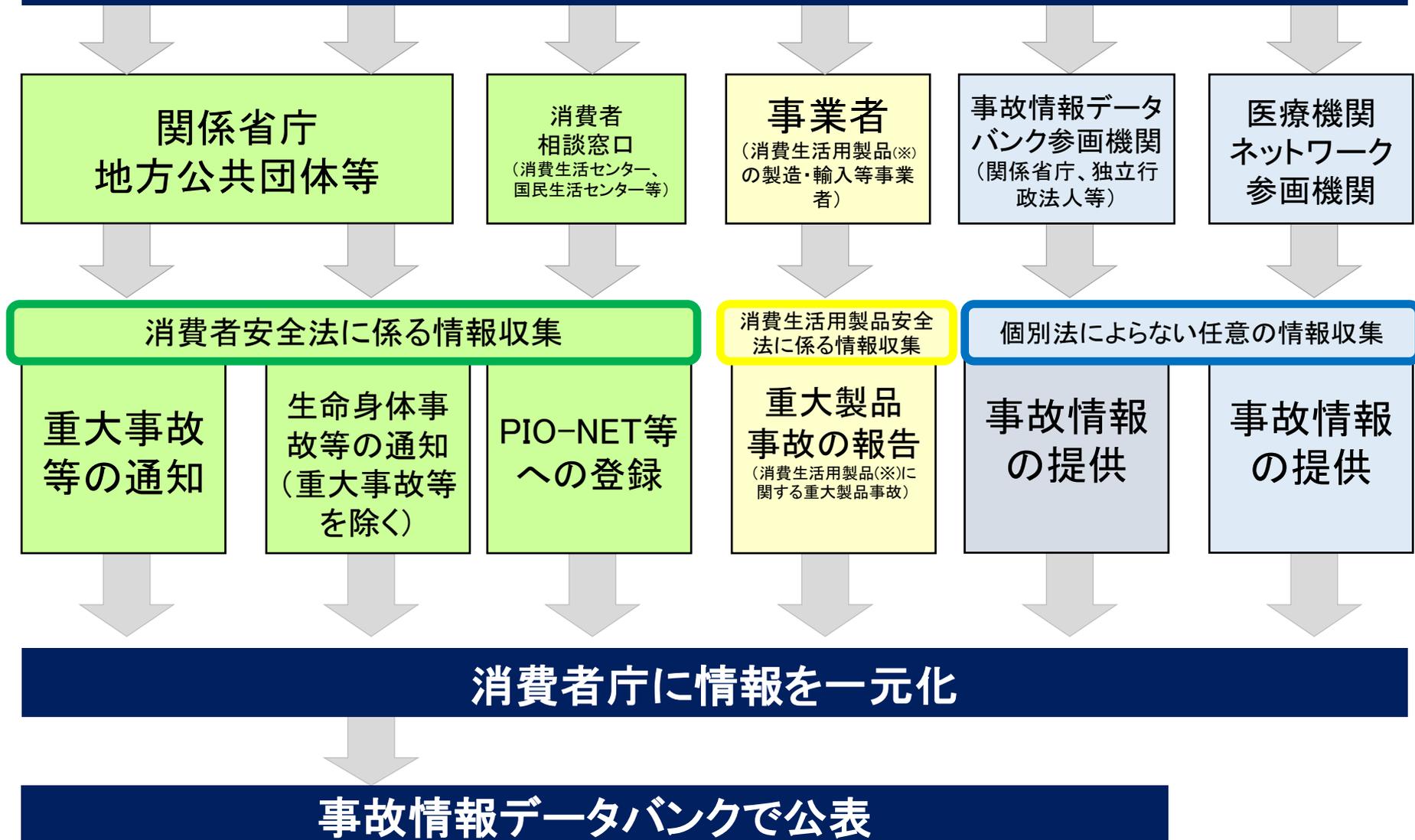
- ・より国民に親しみやすい身近な機関である
- ・これらを“結ぶ”消費者行政の司令塔、エンジン役
- ・消費者に寄り添う、生活者の立場に立つ

第4期消費者基本計画(2020~2024年度)(令和2年3月31日閣議決定)



消費者庁における消費者事故情報の一元的な収集

消費者の生命・身体に係る事故発生

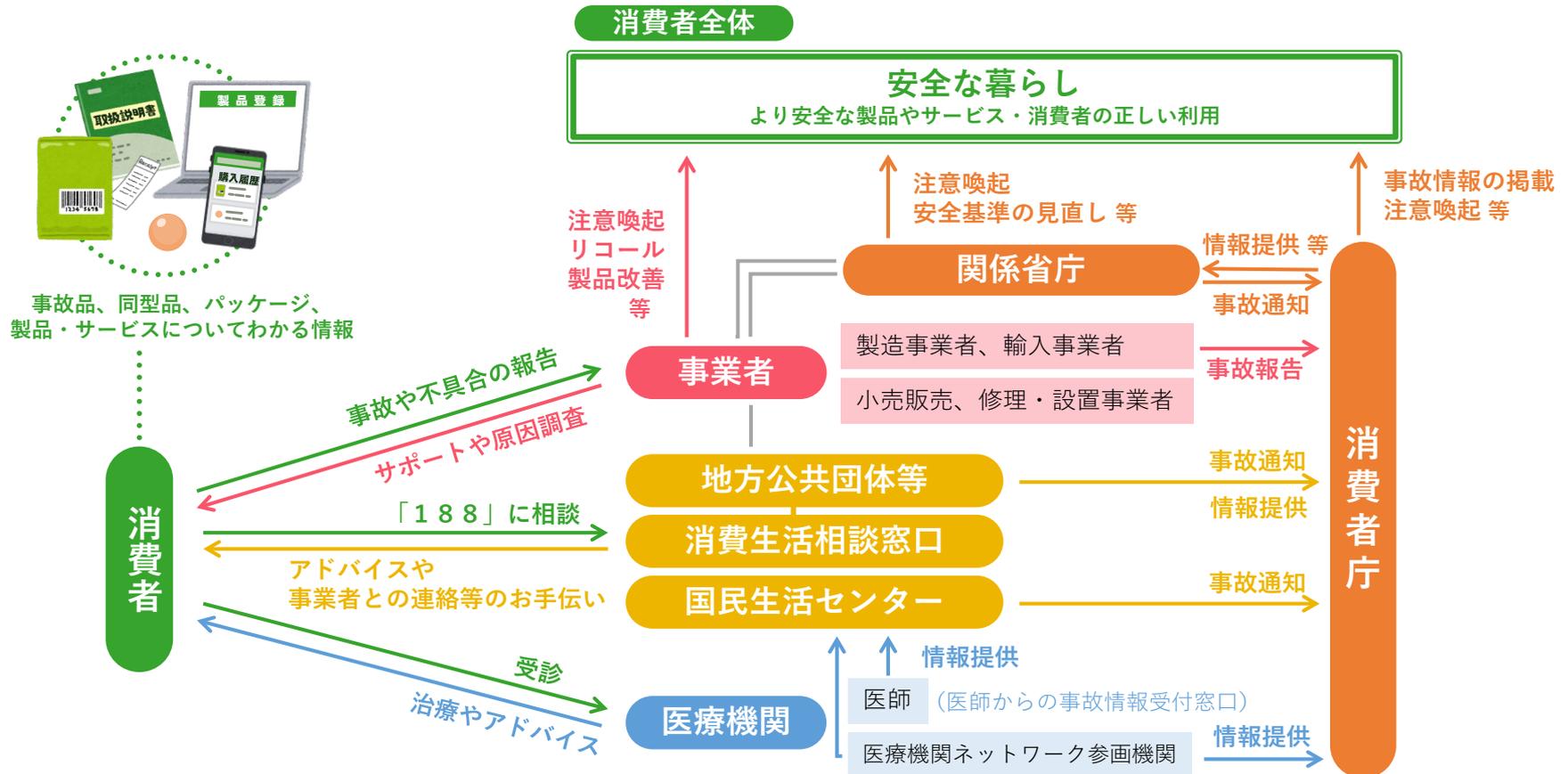


(※)消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、食品・医薬品・乗用車等を除く製品。

事故の予防・拡大防止のために

○将来の事故防止のために

被害の拡大や、同種・類似の事故を防ぐため、消費者庁では消費者が製品やサービスを利用して発生した事故の情報等を一元的に集約しており、集約・分析された情報は、消費者に対する注意喚起情報として公表されるほか、情報を根拠に行政において必要な対応がとられる仕組みになっている。



事故の予防・拡大防止のために

- 消費者ができることや注意すべきことを伝える
- 消費者により安全な製品を紹介する
- 事業者や施設の管理者による安全対策の推進



展示

集約した事故情報を分析し、報道発表資料としてとりまとめ、注意喚起を実施。案件によっては、動画やチラシ等の作成、記者会見での展示等も行っている。

	公表日	タイトル
(1)	2023/4/19	「電動アシスト自転車」と称し販売された製品でも、道路交通法の基準に適合しない場合は道路の通行をやめましょう!-まずは、お持ちの銘柄を確認しましょう!-
(2)	2023/4/27	行楽シーズン到来!安全にレジャーを楽しみましょう
(3)	2023/8/29	停電時の発電機によるCO中毒や、復旧後の通電火災に注意! ~ 災害をきっかけにした製品事故を防ぎましょう~
(4)	2023/9/21	棺内のドライアイスによる二酸化炭素中毒に注意
(5)	2023/10/26	シーズン初めの石油ストーブ安全大作戦~5つのポイントで火災事故を防ごう!~
(6)	2023/12/22	「ちょっとだけなら・・・」が命取り~ここ3年で急増する「除雪機の事故」を防ぐためのポイント~
(7)	2023/12/26	スノースポーツ中の事故に注意 — スキー・スノーボードの事故を中心に —

注意喚起公表 例①「行楽シーズン到来！安全にレジャーを楽しみましょう」

(2023年4月公表)

屋内外問わず身体を動かして遊ぶなど、日常とは異なる体験をする機会のあるゴールデンウィークに向けて、安全に無理せずレジャーを楽しんでいただくため、事故防止のポイントを紹介

◆ 遊戯施設での事故

トランポリンパーク、エア遊具、アスレチック遊具、ゴーカート、立体迷路の事故事例を紹介

☞ **出掛ける前の下調べと、遊ぶ際の確認を。ルールを守って無理せず遊びましょう**

【アスレチック遊具】
ターザンロープに右手だけでつかまっている宙吊りの状態になって、落ちた。右腕を骨折。
(5歳、要入院)



◆ 水辺での事故

川遊び、釣り、SUP、用水路での事故事例を紹介

☞ **刻々と変化する自然が相手。起こるかもしれない危険を知り、大人も子どももライフジャケットなどの備えを十分に**

【用水路で溺水】
用水路で子ども3人で遊んでいたところおぼれた。
(7歳、死亡)

◆ キャンプ等での事故

テントやバーベキュー等が関係する事故事例を紹介

☞ **慣れない環境で、日常的に使わない道具を使用することを念頭に、事前の準備と安全対策を念入りに。
また、火の取扱いに十分注意しましょう**

【バーベキュー中に引火】
バーベキューをしていて、ガスバーナーを使用して火をつけようとしたがつかず、液体のエタノールを火に向かって撒いたところ、引火し全身に熱傷を負った。
(40歳代、要入院)

【テント内で一酸化炭素中毒】
キャンプ中に、4畳のテント内でバーベキュー後の炭をたいて就寝した。夜中に気分が悪くなり、頭痛、ふらつき、嘔吐した。一酸化炭素中毒で、救急搬送された。
(40歳代、要入院)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_069/



注意喚起公表 例②「棺内のドライアイスによる二酸化炭素中毒に注意」

(2023年9月に消費者庁・国民生活センター連名で注意喚起)



https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_071/

棺のドライアイスによる二酸化炭素中毒が疑われる死亡事故の情報が3件寄せられる

葬儀場において、**ドライアイス**を敷き詰めた**棺桶の小窓**を開けたそばで、意識不明の状態で見送られ、搬送先の病院で**死亡**した。(70歳代、令和3年5月)

自宅において、**ドライアイス**を敷き詰めた**棺桶内**に**顔を入れた状態**で見送られ、死亡が確認された。(60歳代、令和2年2月)

◆ CO2濃度及びO2濃度を測定

(国民生活センターがテストを実施)

「ほとんど即時に意識消失」するとされる濃度

● 蓋を閉めた状態

→ドライアイス(10kg)設置20分後にはCO2濃度**30%を超える**
→4時間後にはCO2濃度が90%前後で一定に(O2濃度は6%未満)

● CO2濃度約90%から蓋を静かに全て開ける

→直後にCO2濃度が約60%まで低下
→50分後でもCO2濃度は30%以上



図6. テスト風景

◆ 啓発動画の作成



棺内を覗き込む様子(事故時のイメージ)

● 消費者へのアドバイス

- ➡ 棺の中に顔を入れないこと
- ➡ 室内の換気を十分に行うこと
- ➡ 線香番などで一人にならないこと
- ➡ 気分が悪くなったらすぐに棺から離れ、異常があれば直ちに119番通報を
- ➡ 不明なことがあれば葬儀業者に確認を

● 記者会見

棺の中のドライアイスに注意 “二酸化炭素中毒”で死に至る可能性

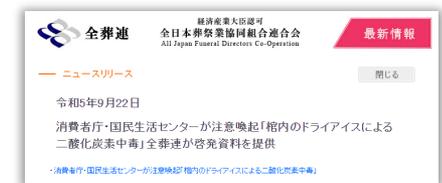


TBS テレビ

2023年9月21日(木) 17:37

TBSテレビのウェブ記事より

● 業界団体等への情報提供



全葬連のウェブサイトより

テレビ、新聞、ウェブメディア等で報道され、SNS上でも話題に業界専門誌にも取り上げられる

(2023年12月公表)

スキーやスノーボード等のスノースポーツが本格的になるシーズンを前に、最近のスノースポーツに関する事故の状況等と実際の事故事例をとともに、注意ポイントを紹介。



https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_074/

・周囲への配慮や用具の適切な調整・メンテナンス、防具の活用により、事故を防げたり、傷害の程度を軽減できる

◆ 主な事故事例

レンタルしたスキーセットを使用したところ、ビンディングの解放値が適切でなく、すねを骨折した。
(10代女性)

インターネットオークションで中古のスノーボードの道具を5,250円で購入した。使用したら30分位ですぐに壊れた。
(年代・性別不明)



● 消費者へのアドバイス

- 👉 スキー場のルール等を守って安全に楽しみましょう
- 👉 スキー場に行く前に保険への加入を検討しましょう
- 👉 ヘルメットやプロテクターを正しく着用しましょう
- 👉 用具の調整は信頼のおける店舗等にお願ひしましょう
- 👉 使用前に用具の状態を確認しましょう

● 記者会見



テレビ、新聞、ウェブメディア等で報道される

スノースポーツでの事故防止呼びかけ 久しぶりに用具を使う際には事前のメンテナンスを 消費者庁

FNNのウェブ記事より

	公表日	タイトル
(1)	2023/5/30	最近のたばこ関連事故 - この機会に喫煙習慣について考えてみませんか
(2)	2023/7/12	エステサロン等でのHIFU施術にはリスクがあります
(3)	2023/11/22	いわゆる「大麻グミ」は口にしない!
(4)	2023/12/11	冬に増加する高齢者の事故に注意! - 入浴中の溺水事故
(5)	2023/12/27	冬に増加する高齢者の事故に注意! - 餅による窒息

【事例】令和5年11月22日公表

コラムVol.3 いわゆる「大麻グミ」は口にしない!

1 概要

「危険ドラッグ」に相当する大麻類似の合成薬物である「HHCH」を含んでいるとされる、いわゆる「大麻グミ」を食べ、体調不良を訴える事例が発生。

厚生労働省が、令和5年11月22日に「HHCH」を「指定薬物」に指定し、令和5年12月2日から、当該物質と当該物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等を禁止することに伴い、連携して周知・啓発を実施。

2 周知・啓発内容

「HHCH」が含まれると疑われる、いわゆる「大麻グミ」を安易に入手したり、使用したりしないようにしましょう。

- 不審なものは口にしない
- 「リラックスできるよ」「日本では合法だよ」などと誘われてもはっきり断る
- 間違った情報に流されず、正しい知識で判断する
- 指定薬物を所持していると、違法
- 薬物でお困りの場合は悩まず相談を

こども安全メール from消費者庁

- ✓ 開始：平成22年9月～
- ✓ テーマ：こどもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を発信。
消費者庁Webサイトにも掲載。
- ✓ 対象：未就学児の保護者等
- ✓ 登録数：約2万4千人（令和6年1月時点）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/



普段からスマートフォン等の電子機器を利用する機会も多いと思いますが、充電中や充電後の充電器のACアダプターやケーブルを子どもが触れる状態で置きっぱなしにしていますか？

「消費者庁 こどもを事故から守る！」公式X(旧Twitter)

- ✓ 開始：平成29年4月26日～
- ✓ テーマ：こどもの事故防止に役立つ情報の発信
- ✓ 対象：未就学児の保護者等
- ✓ フォロワー数：約2万2千人（令和6年1月時点）

https://twitter.com/caa_kodomo



消費者庁 子どもを事故から守る！ @caa_kodomo - 9分 ...
【食器での窒息や誤嚥に注意！】
ちouxく部分。窒息や誤嚥に気をつけて、
○食べることに集中させる
○少しずつよく噛んで食べるように見守る
○硬い豆やナッツ類などは、5歳以下の子どもには食べさせない
○豆まきは個包装のものなど工夫を
乾燥剤にも留意して。
詳しくは→
caa.go.jp/policies/politc...



「消費者庁 こどもを事故から守る!X(旧 Twitter)」【令和5年度(12月末まで)に80回配信】

14歳以下のこどもの保護者を対象に、消費者庁だけでなく、各府省庁のこどもの事故に関する情報を発信。

「こども安全メールfrom消費者庁」(平成22年9月から継続)【令和5年度(12月末まで)に20回配信】

主に6歳以下の未就学児の保護者を対象に、事故防止のポイントを毎月2回程度配信。



<令和5年4月から5月までの発信テーマ>

No.	発信日	こどもX(旧Twitter) テーマ	こども安全メール
		※RP(リポスト)を含む	タイトル
1	2023/4/6	消費者庁 子どもを事故から守る!アカウントRT	
2	2023/4/7	【磁石や吸水樹脂ボールの誤飲に注意!】	Vol.624 体の中で、くっつく「マグネットセット」、膨らむ「吸水樹脂ボール」の危険-誤飲事故防止のため販売規制へ
3	2023/4/11	国民生活センターRT	
4	2023/4/18	【窓やベランダからの転落に注意!】	Vol.625 窓やベランダからの転落に注意 - 子ども自身が危険性を認識していない例も
5	2023/4/19	消費者庁 子どもを事故から守る!アカウントRT	
6	2023/4/20	【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室)RT	
7	2023/4/20	消費者庁RT	
8	2023/4/20	国土交通省RT	
9	2023/4/20	こども家庭庁RT	
10	2023/4/27	消費者庁RT	
11	2023/4/28	ナイト(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) NITE公式RT	
12	2023/4/28	こども家庭庁RT	
13	2023/5/1	【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室)RT	
14	2023/5/1	東京消防庁RT	
15	2023/5/2	JAF RT	
16	2023/5/2	国民生活センターRT	
17	2023/5/2	東京消防庁RT	
18	2023/5/8	【早めの熱中症予防!症状が現れたら速やかな処置を!】	Vol.626 早めの熱中症予防!症状が現れたら速やかな処置を!
19	2023/5/11	政府広報オンラインRT	
20	2023/5/16	消費者庁 子どもを事故から守る!アカウントRT	
21	2023/5/16	【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室)RT	
22	2023/5/17	ナイト(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) NITE公式RT	
23	2023/5/18	【ベビーカーからの転落などに注意!】	Vol.627 ベビーカーからの転落などに注意! -安全な使用の心がけと周囲の協力を-
24	2023/5/18	【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室)RT	
25	2023/5/18	【ベッドガードでの事故に注意】	
26	2023/5/22	消費者庁 子どもを事故から守る!アカウントRT	
27	2023/5/25	【食品による窒息・誤嚥に注意】	
28	2023/5/29	【加熱式たばこ誤飲にも注意】	Vol.628 たばこ誤飲 - 加熱式たばこも要注意!

<令和5年6月から8月までの発信テーマ>

	発信日	こどもX（旧Twitter）テーマ	こども安全メール
		※RP（リポスト）を含む	タイトル
29	2023/6/1	国民生活センターRT	
30	2023/6/2	東京消防庁RT	
31	2023/6/2	内閣府食品安全委員会事務局_広報RT	
32	2023/6/8	【歯ブラシがのどに刺さる事故】	Vol.629 歯ブラシがのどに刺さる事故
33	2023/6/9	東京都くらし・住まいRT	
34	2023/6/9	こども家庭庁RT	
35	2023/6/14	国民生活センターRT	
36	2023/6/14	消費者庁 子どもを事故から守る！アカウントRT	
37	2023/6/19	【手指の挟み込み事故に注意！】	Vol.630 手指の挟み込み事故に注意！
38	2023/6/19	【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事故対策室)RT	
39	2023/6/28	【花火の際のやけどに注意！】	Vol.631 花火で遊ぶ際には、やけどに注意
40	2023/6/29	消費者庁 子どもを事故から守る！アカウントRT	
41	2023/6/29	東京都くらし・住まいRT	
42	2023/6/30	国民生活センターRT	
43	2023/7/7	【水の事故】	Vol.632 河川や海などでの「水の事故」に気を付けましょう！
44	2023/7/7	消費者庁引用RT	
45	2023/7/12	【自転車や電動キックボード等の#ヘルメット】	
46	2023/7/14	国民生活センターRT	
47	2023/7/14	農林水産省RT	
48	2023/7/18	【今週は#こどもの事故防止週間】	Vol.633 7月17日～23日は「こどもの事故防止週間」です
49	2023/7/18	こども家庭庁RT	
50	2023/7/18	政府広報オンラインRT	
51	2023/7/19	国民生活センターRT	
52	2023/7/19	こども家庭庁RT	
53	2023/7/20	こども家庭庁RT	
54	2023/7/21	政府広報オンラインRT	
55	2023/7/21	こども家庭庁RT	
56	2023/7/21	消費者庁RT	
57	2023/7/21	海上保安庁RT	
58	2023/7/25	消費者庁 子どもを事故から守る！アカウント引用RT	
59	2023/7/27	消費者庁 子どもを事故から守る！アカウント引用RT	
60	2023/8/3	こども家庭庁RT	
61	2023/8/3	消費者庁 子どもを事故から守る！アカウントRT	
62	2023/8/4	【お祭りにまつわる事故】	Vol.634 お祭りにまつわる事故一食べ歩き中や持ち帰ったおもちゃ等でのけがも！
63	2023/8/10	政府広報オンラインRT	
64	2023/8/18	政府広報オンラインRT	
65	2023/8/25	【#水筒を持ち歩くときの転倒事故】	Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意！

<令和5年9月から12月までの発信テーマ>

No.	発信日	こどもX（旧Twitter）テーマ	こども安全メール
		※RP（リポスト）を含む	タイトル
66	2023/9/6	【9月3日から9月9日は #救急医療週間 です】	Vol.636 9月3日から9月9日は「救急医療週間」です
67	2023/9/29	【#抱っこひも ー 横からのすり抜けに注意】	Vol.637 抱っこひもー横からのすり抜けに注意
68	2023/10/4	こども家庭庁RT	
69	2023/10/13	消費者庁 子どもを事故から守る！アカウントRT	
70	2023/10/13	【ペダルなし二輪遊具 ー 坂道での事故に注意！】	Vol.638 ペダルなし二輪遊具 ー 坂道での事故に注意!
71	2023/10/20	【医薬品の誤飲事故】	Vol.639 医薬品の誤飲事故 ー 手が届く場所・見える場所に置いていませんか?
72	2023/11/1	こども家庭庁RT	
73	2023/11/2	【就寝時の窒息事故に注意】	Vol.640 就寝時の窒息事故に注意しましょう
74	2023/11/8	こども家庭庁RT	
75	2023/11/17	【暖房器具によるやけどに注意】	Vol.641 油断大敵! 暖房器具によるやけどにご注意ください
76	2023/11/22	【いわゆる大麻グミは口にしない!】	コラムVol.3 いわゆる「大麻グミ」は口にしない!
77	2023/12/6	【クリスマスやお正月一飾り物やプレゼントの誤飲に注意!】	Vol.642 クリスマスやお正月一飾り物やプレゼントの誤飲に注意!
79	2023/12/26	【帰省等で車移動する際はご注意を】	
80	2023/12/27	消費者庁RT	

こどもの事故防止の取組 メルマガ・X 例①

【事例①】令和5年7月18日公表

Vol.633 7月17日～23日は「こどもの事故防止週間」です

1 概要

令和5年度のテーマ「こどもの取り残し、置き去りによる事故の防止」に沿って、こどもの事故防止に向け、こども家庭庁と連携して集中的に呼び掛けを実施。

2 周知・啓発内容

(1) 事故防止のための環境作りの例示

建物からの転落を防ぐために、窓に補助錠を取り付ける 等

(2) 普段の行動の工夫・習慣化の例示

車からの降ろし忘れを防ぐために、降りる際に必ず後部座席を振り返るように習慣づけておく 等

(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230718/



【事例②】令和5年8月25日公表

Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意!

1 概要

こどもが水筒を持ち歩いて転倒した際、首や肩に掛けていた水筒がお腹に当たり、内臓を損傷する等といった思わぬ事故が発生。このことから、事故を防ぐためのポイントを周知・啓発。

2 周知・啓発内容

- 水筒はなるべくリュックサック等に入れましょう
- 水筒を首や肩に掛けているときに走らないようにしましょう
- 遊具等で遊ぶ場合は、水筒を置いて遊ぶようにしましょう



(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230825/

【事例③】令和5年9月29日公表

Vol.637抱っこひも — 横からのすり抜けに注意

1 概要

医療機関から寄せられる抱っこひもに関する事故の中には、月齢の低いこどもが横からすり抜けて落下する事故が少なくない。このことから、事故を防ぐためのポイントを周知・啓発。

2 周知・啓発内容

- 装着時には、安全な場所でこどもの腕や脚の位置など正しい姿勢であることを確認し、こどもを密着させて緩みがないように、留め具やベルトを毎回調整しましょう
- こどもの発達と対象年齢に合う安全に配慮された製品を選び、付属品を含めて取扱説明書で使用方法を確認しましょう
- 家族で同じ抱っこひもを使用する場合は、使う人に合わせて調整し直し、慣れない場合はサポートしてもらいながら使い方を確認しましょう



(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230929/

イラスト提供：抱っこひも安全協議会

【事例④】令和5年12月6日公表

Vol.642クリスマスやお正月—飾り物やプレゼントの誤飲に注意!

1 概要

クリスマスやお正月といったイベントが続く年末年始は、こどもが飾り物やプレゼントに接する機会が多い時期。こどもが飾り物等を誤飲する事故を防ぐためのポイントを周知・啓発。

2 周知・啓発内容

- 小さな物、小さな部品が外れる可能性があるものは、飾り物に使用しない
- こどもへのプレゼントは、贈る側・受け取る側の双方の大人が、こどもの年齢・発達に合った安全に配慮されたものであることを確認する(玩具の場合は(一社)日本玩具協会のSTマークも参考にする)
- こどもに渡す前に、製品の取扱いの注意事項を確認し、破損等の不具合がないか確認する
- 年長の兄弟の玩具の取扱いにも注意する



(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20231206/

こどもの事故防止の取組 イベントの実施「こども霞が関デー」

- ・ 期間：令和5年8月2日～3日
- ・ 会場：中央合同庁舎第4号館
- ・ 内容：「実験で学ぶ！子どもの安全・食の安全」
講師を招き、野菜を使った浮力の実験を通じてものが水に浮く理由を解説いただいたほか、正しいライフジャケットの着用方法の体験及びおしぼりで綺麗に手を拭く体験イベントを実施。

こども
霞が関見学デー
2023 8月2日・3日
WED THU
場所：消費者庁 中央合同庁舎 第4号館内



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イキヤン

完全
予約制

お子様向けの楽しく学べる
プログラム！

※各プログラム内容、参加予約方法などは、QRコードから消費者庁
ウェブサイトのお知らせをご覧ください。



消費者庁
Consumer Affairs Corporation of Japan

お問合せ先
消費者庁総務課広報室 TEL:03-3507-9255



(参考) 消費者庁における事故情報の収集・活用

消費者の生命・身体に係る事故発生

事故情報の相談・通報等

関係省庁・地方公共団体等

消費者相談窓口
(国民生活センター
消費生活センター)

事業者

事故情報データバ
ンク参画機関

医療機関ネット
ワーク参画機関

消費者安全法に基づく通知

消費生活用製品安全法
に基づく報告

個別法によらない任意の情報提供

消費者事故等の通知

PIO-NET情報
(全国消費生活情報
ネットワーク・システム)

重大製品
事故の報告
(消費生活用製品※)

事故情報
の提供

事故情報
の提供

※消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製
品のうち、他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象と
なっているもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く製品。

消費者庁 (事故情報を一元的に集約し、分析) →

消費者安全調査委員会
(生命身体事故等の原因を調査)

事故情報のWeb掲載等

- ・定期公表
- ・事故情報データベース

注意喚起情報の公表等

記者発表

周知依頼

対応要請
周知依頼等

調査の申出

マスメディア

地方公共団体

事業者団体/
会員企業

SNS
こども安全メール

閲覧

報告書等の
公表

消費者

(参考) 事故情報データベースシステム

○ 消費者庁に集約された事故情報を公表するデータベース

消費者庁、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、製品評価技術基盤機構 (nite)、日本司法支援センター (法テラス)、日本スポーツ振興センター、国民生活センター、全国の消費生活センター、日本中毒情報センターの情報を登録

⇒ 報道関係者、研究者、地方公共団体、事業者、消費者等の様々な主体により、事故防止に活用される

概要

○平成21年度 (2009年度) 以降の製品、食品、サービス等による事故情報を登録
⇒ 約37万件の事故情報を検索可能

○掲載内容は、事故発生日、発生場所、事故状況等の事故の概要
⇒ 当該事故が製品等に起因していることが判明している場合は事業者名、商品名も閲覧可能

○消費者庁と国民生活センターが連携して運用

URL : <https://www.jikojohe.caa.go.jp/>

トップページ

事故情報データベースシステム

トップ	操作方法	よくある質問	利用上の注意
お問い合わせ	リンク集	文字を標準に戻す	文字を大きくする

生命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」を公開しています

事故情報を見る

過去の登録事故情報データベースから、検索・閲覧が可能です。
複数の単語をスペース区切りで指定できます。何も入力せずに検索すると、全ての事故情報を検索します。

登録件数 (H21年9月~) 368,758件

フリーワードの入力

検索する

詳しい条件で検索する

事故情報データベースからのお知らせ

現在、お知らせはありません。

注目事故情報リスト

- ▶ リチウム電池内蔵電器の事故
- ▶ 高齢者の事故
- ▶ 子ども「10歳未満」の事故
- ▶ 自転車の事故

関係機関からの注目情報・お知らせ

- ▶ スノースポーツ中の事故に注意—スキー・スノーボードの事故を中心に— (消費者庁)
- ▶ 「ちょっとだけなら・・・」が命取り—ここ3年で急増する「除電機の事故」を防ぐためのポイント— (消費者庁・経済産業省・製品評価技術基盤機構)
- ▶ シーズン初めの石油ストーブ安全火災—5つのポイントで火災事故を防ごう!— (消費者庁・経済産業省・製品評価技術基盤機構)
- ▶ ダイオキシン系前照灯を巻き込む自転車の前輪ロックに注意 (増設解決のための子ストからNo.183) (国民生活センター) [New]
- ▶ SNS上の広告を見て購入した海外製のクリームで重篤な皮膚障害が発生!—ほくろが取れるという「奇療膏」をお持ちの方は使用を中止してください— (国民生活センター)
- ▶ 合成カンナビノイド「HHCH」は指定薬物です!—「HHCH」が含まれていたグッズ等を摂取して致傷懸念— (国民生活センター)
- ▶ 有限会社すみとも商店、ロウ・ジャパン有限会社が輸入したコードレス掃除機用非純正のバッテリーパックについて (経済産業省)
- ▶ 無関係は火事の元!—5年で2倍、配線器具の火災事故に注意!— (製品評価技術基盤機構) [New]
- ▶ 一家団らんの季節、でも熱湯とは遠距離で!—カセットボンベ・スプレー缶、電気ストーブの取扱いに注意— (製品評価技術基盤機構)
- ▶ 消費者ホットライン (消費者庁)

(参考) 消費者庁リコール情報サイト①

- 関係機関や地方公共団体、事業者等が情報発信しているリコール(回収・無償修理等)情報を情報を集約し、消費者に情報提供するため、平成24年4月より運用を開始。
- 関係機関には、国土交通省(自動車)、厚生労働省(医薬品、化粧品、食品衛生等)、経済産業省(家電製品、住居品等)、消費者庁(食品表示)、医薬品医療機器総合機構【PMDA】(医薬品等)、製品評価技術基盤機構【NITE】(製品)などがある。
- 事業者からの掲載依頼にも対応。

○リコール情報検索

商品カテゴリー、あるいはキーワードによるリコール情報が検索可能

○重要なお知らせ

重大製品事故(死亡、30日以上の治療を要する傷病、一酸化炭素中毒、火災等)が発生しているリコール製品のうち、最新のものを表示

○新規登録情報

新たに登録されたリコール情報を表示

回収・無償修理等情報をお届けします！

このサイトについて プライバシーポリシーについて

文字サイズの変更 小 中 大

ホーム 重要なお知らせ 新規登録情報 高齢者向け 子ども向け メールサービス

すべてのカテゴリー キーワードを入力してください 検索 検索方法について

重要なお知らせ 一覧を見る

食料品 家電製品
住居品 文具・娯楽用品
光熱水品 被服品
保健衛生品 車両・乗り物
建物・設備 その他(特集など)

リコール関連ニュースリリース

2022/02/22 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車、電動アシスト自転車)は

2022/02/04 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電気ストーブ、ガストーチ、石油ストーブ(開放式)、電気ミニマット)は

2022/01/28 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電気蒸気風機(セラミックファンヒーター))は

2022/01/21 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車、自転車、ヘルメット)は

2021/12/17 (注)本誌(注) 本年10月29日にご案内した有有限会社すみとも商店、ロフ・ジャパン有有限会社のコードレス掃除機用互換バッテリーパックについて掃除機運転による放電を御願ひしますは

関連リンク

◆食品衛生申請等システムは
改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品等事業者が行う食品等の自主回収(リコール)に関する情報を一元的に食品衛生申請等システムで確認可能

◆製品事故防止啓発活動は
(独)製品評価技術基盤機構(NITE)で提

食品表示 リコール情報 違反情報サイト

Tweets by caa_shohishacho

経済産業省 製品安全ガイド Product safety guide

○対象別ページ

高齢者向け・子ども向け用品(子ども向け用品及び食品のアレルギー物質の表示欠落に関する情報)に関するリコール情報を別途集約

○リコールメールサービス

日々更新されるリコール情報をメール配信
全体版のほか、
・高齢者向けリコール情報版
・子ども向けリコール情報版を配信

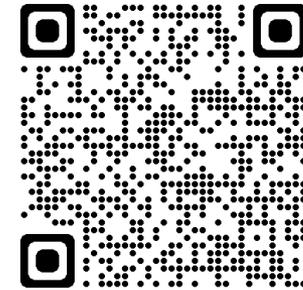
○関連情報

リコール関連のニュースリリースや、製品安全に関する相談先、海外のリコール情報などを表示

【リコール情報のメールサービス】

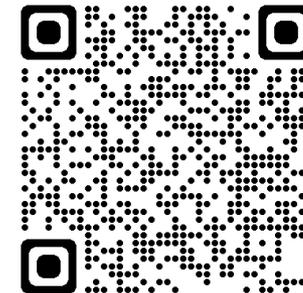
【全ての情報】

https://mmw.caa.go.jp/db/pub/recall_info/pc/create/ev/email



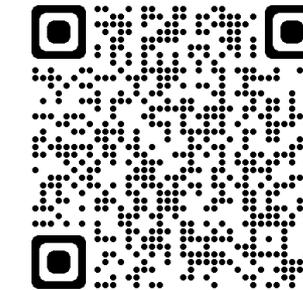
【高齢者向け情報】

https://mmw.caa.go.jp/db/pub/recall_info/pc_senior/create/ev/email



【子ども向け情報】

https://mmw.caa.go.jp/db/pub/recall_info/pc_child/create/ev/email



(参考) 医療機関ネットワーク事業

- 事業に参画する医療機関から、消費生活において生命又は身体に被害が生じた事故情報を、消費者の不注意や誤使用によると思われる場合も含めて幅広く収集。
- 被害の拡大が懸念される事故等を抽出し、注意喚起の実施等の再発防止に活用。
- 消費者庁と国民生活センターの共同事業（平成22年度から実施）。

